島根県の対応

島根県対策本部決定

年末以降の対策にもかかわらず、全国においては、飲食を介した感染の拡大傾向が収まっておらず、島根県にも、その傾向が及んでいること、また、1月2日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県の知事が、政府に対し緊急事態宣言の発出を要請されたことを踏まえ、県民に対し、以下を要請する。

- 1. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用していただくことを前提として、
 - (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも 県外でも、控えること
 - (2) 年末年始に県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、 帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、 ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (3) 年末年始に県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、 ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること、
 - ② 県内でも、県外の人との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活(通勤、買物等)圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

2. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来については、控えること。

ただし、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は 控えていただく必要はないこと。

また、既に予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめていただく必要はないこと。